

平成30年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

本庁審査（企業局、病院局、普通会計総括審査）



- ・知事提出継続審査議案第39号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第40号：認 定
「平成29年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第41号：可 決
「平成29年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第42号：認 定
「平成29年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第43号：認 定
「平成29年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	満山 喜一
委員会開催日	平成30年10月23日（火）
所属委員	<p>[副委員長] 円谷健市 遊佐久男</p> <p>[理事] 宮川えみ子</p> <p>[委員] 鈴木智 鳥居作弥 川田昌成 星公正 椎根健雄 渡部優生 高宮光敏 青木稔 宮下雅志 水野さちこ 吉田英策 佐藤義憲 西丸武進 斎藤健治 高野光二 安部泰男 佐藤雅裕</p>

（10月23日（火） 企業局）

宮川えみ子委員

工業用水の経営の問題で、これから老朽化が進むと思うが、大体ピークはいつごろと考え、その対応をどう考えているか。また、繰り上げ償還はどのくらい行われているか。

工業用水道課長

工業用水道の管路については、60年をめどに更新している。中長期計画を立て、順次それに基づいて更新していく計画である。ピークについては、今から想定すると、今後20年くらいのうちに更新のピークを迎える。

経営・販売課長

まず、工業用水道の繰り上げ償還について説明する。先ほど説明した資料6ページの部分が工業用水の資本的収入及び支出になっており、例えば平成29年度に借り入れた企業債が21億1,800万円、企業債の償還で5億6,700万円とある。記載のとおり、工業用水については、長期低利の資金を調達するために可能な限り財政融資資金や地方公共団体金融機構等を

中心に借り入れている。これらについては、長期低利ということもあって制度上繰り上げ償還がなく、約定償還で償還していく形になっている。

なお、例外ではあるが、東日本大震災以降、利率が高かったものについて一部特例として繰り上げ償還が認められた事例がある。これは25年度限りの措置で、繰り上げ償還として4億950万円の借りかえをした実績がある。

宮川えみ子委員

ピークが今後20年というのは、余りに長過ぎてよくわからない。わかりやすく説明願う。

工業用水道課長

今の工業用水道の管路については、昭和30～40年代にかけて設置しているため、それがことし、来年あたりから大体60年を過ぎて更新する形になる。法定耐用年数がおおむね10～15年であるので、その中で更新時期を迎え、今後20年間ぐらいでピークを迎えると想定している。耐用年数を過ぎても、管路を確認してまだ健全であるものは更新を後に延ばすことになる。平成25年に経済産業省が出したアセットマネジメントを踏まえた更新計画として、15～20年の間で更新が入ってくると考えている。

宮川えみ子委員

相馬工業用水については、給水企業の事業廃止や給水予定企業の計画変更があり、的確に見きわめながらの整備との説明があったが、どういった事業が廃止となり、どういった事業が計画変更となったのか。どのように見きわめが難しかったのか。

工業用水道課長

相馬工水の第2期整備事業については、平成27年度から新たに発電事業を主体とした給水需要が見込まれ着手した。ただ、着手した後で、実際に立地する企業が事業廃止して撤退したり、給水予定企業の発電計画が縮小されて給水需要が減るなどの変更があって最終的に給水量が減った。そのため、配水管工事は行ったが、浄水場の工事については延期とした。相馬工業団地についてはこれからも需要が見込めるため、浄水場については今後の需要を見きわめた上で追加整備することを考えている。

もう一点、当時の事業実施の判断だが、大口の給水相談として主に発電事業が入ってきていた。これらの事業については、26、27年当初に環境アセスメントは完了し、関係機関との協議も順調に進められている経緯があり、事業化の確実性が高いものと判断して事業に着手した。

宮川えみ子委員

事業が廃止になったものと計画が変更になったものはどちらも発電事業との説明だが、何の発電だったのか。また、環境アセスメントまで行って中止とはどのように考えればよいか。

工業用水道課長

説明が不十分であった。計画から撤退した会社は2社である。1社はもともとそこに立地していた太陽電池関係の会社であり、現地生産をやめたため給水がなくなった。もう1社は小規模なバイオマス発電所で、環境アセスメント関係は進んでいたが、会社の都合で撤退した。

また、計画変更については、バイオマス発電所が当初計画に対して出力を変えたことと、撤退した企業があったことにより、給水量が減ったものである。

斎藤健治委員

調査資料15ページに、昨年度の決算審査において調査した結果、最終的に決算審査特別委員会から出た意見について、うまくいったかは別にして処理状況が記載されている。企業局の中身としてはほとんど解決していない。

監査委員への質問ではないが、平成29年度の監査委員意見書でもいろいろ改善や積極的な取り組みを求めたとの意見が出ている。せっかく監査委員が述べた各項目にわたる意見について、どの時点で当局から返答があるのか。受けた内容を我々はある程度知っておかなければいけない。監査意見と方向が違う意見を言うわけにはいかない。執行部が監査委員に

対して意見の結果、改善点を出すのはいつか。我々の審査が終わってから出すのか、それともその前を出すのか。

これは毎年同じようなことを言っている。我々は4年間の任期のうち決算審査特別委員が交代で2回ほど回ってくる。私は3年前も務め、企業局を丁寧に調べた結果、不認定にするかと大騒ぎした。結果としては認定した。そのときにも我々は意見を出し、去年の委員からも意見が出ている。本来ならば、監査委員の意見に対する結果を我々もしっかり見ながら、最後に意見書をまとめるべきだと思うが、どうか。

経営・販売課長

監査委員から毎年監査を受けて、その結果報告を受けているが、昨年度分についてはこのような意見があった。8月に入って委員監査を受けたが、そのときには、ここにあるとおりにおおむね適正に執行されたとの意見を得、具体的に営業に係る項目の形では、決算審査特別委員会の審査を受ける直前に来た。これについては昨年度の事業運営に対する取り組みの結果になるため、今年度の取り組みとして、来年度監査を受ける際に報告する。

なお、決算審査特別委員会についても、先ほど説明したとおりの意見、指導を受けており、それについての処理状況についてはこの場で報告した。

斎藤健治委員

監査委員の公営企業決算審査意見書の日付を見ると9月3日である。きのう来たような話をしてはいけない。我々が資料を得て1カ月以上過ぎ、執行部も見ていると思うので述べている。こちらを先に我々が勉強させられ、そういった意見が企業会計ごとに全部出ている。それに対して毎年同じような監査や意見を受けて、ただ見てもらっただけか。

意見に対してこうするとならないから累積欠損金が百何十億円も残ったりする。3年前も我々が激しくそこについて指摘している。結果としてことしからは一般会計から繰り入れる改善に入った。それは地域開発事業だけだが、そこだけでなく工業用水道もあり、好間工水も問題がある。

せっかくプロの監査委員が見て意見書を出し、我々に資料が来たが、毎年変わらないのであればやらないほうがよい。去年の決算審査にはこう取り組んだ、その答えはこうだと記載されている。監査委員の意見書にはそれがどこに出てくるのかを聞いている。我々の審査に間に合うかは別の話である。

決算審査は12月に結果を報告するが、必ず一般質問や代表質問でさまざまな質問が出て、来年度の予算に反映させる。そのような意味で聞いている。局長、監査から述べられた意見に対する答えはいつごろ出すのか。

企業局長

基本的に監査委員からの意見について、具体的な対応状況を報告するのは翌年の定期監査と考えている。決算審査特別委員会からの意見についても監査委員の意見を踏まえた上での指摘、指導と承知している。我々としては、決算審査特別委員会から受ける意見に対しての取り組み状況として、今回この資料に記載しており、今後もこれらの指導を受けながらしっかりと対応について報告していきたい。

斎藤健治委員

きょうは資料を見るだけであり、今度は3班に分かれ、出先機関へ行って直接聞くし、病院局も同様に審査する。そのとき我々も前年度の意見を参考にしながらどう改善されたかを調べる。局長の説明はよくわからない答えだったが、現地に行って、こういった意見があるが本当に取り組んでいるか確かめる。改善していなかったら認定などできない。予算と違って決算は議会が認定しなくても、執行部に影響は及ばない。しっかりと間違いはないか審査するが、間違いはなくても改善されないことは問題である。出先にもよく説明願う。答弁は要らない。

吉田英策委員

各委員から厳しい意見が出されており、それにも関連するが、今回監査委員からの指摘は本当に厳しいものと思った。要するに、単年度で黒字決算になっているが、多額の企業債残高を残して一般会計からも繰り入れている、どのように改善するかとの意見である。今後の経営に対する悪影響も懸念され、看過できない問題だと厳しい指摘をしている。それはやはり企業局も真摯に反省してほしい。

工業用水は本来は独立採算で運営すべきだが、昨年度の一般会計からの繰り入れは好間工業用水に1億数千円であると思う。この間の一般会計からの繰り入れはどのように変化しているか。

工業用水道課長

工業用水については工業用水ごとに独立的に会計しており、好間工水以外の4工水については黒字化している。赤字の好間工業用水だけが一般会計繰り入れを受けており、金額は年間約1億円で推移している。

吉田英策委員

好間工水については、事業計画の見通しの甘さが確かにあると思う。やはり給水は、単に企業進出に対応するだけではなく、発電所関係だと社会情勢や地域の環境問題等も総合的に判断する必要があるのではないか。企業局としてはどういった判断をして給水計画を出しているのか。

工業用水道課長

特に発電所等が立地する場合には環境部局に対して環境アセスメントを出している。環境アセスメントの知事の意見を遵守しているかなどを確認した上で供給を決定する。

吉田英策委員

私の理解では当時好間工業団地には廃プラスチック発電所の建設が計画され、住民や地域の反対で断念し、今回も石炭とバイオマスの混焼燃料の発電所が計画されて、それもやはり住民や地域の反対で石炭は断念することである。そういった計画と住民、地域の問題は切り離すことができないくらいリンクする。やはり総合的に判断しなければ、結局は最終的に一般会計から繰り入れて赤字を補填することにならざるを得ないので、企業局としてもそこを重視してほしい。

今回の監査意見にも、相馬工業用水については看過できない問題だとあり、先ほど質問もあったが、もう一度、相馬工業用水に係る需要見通しの甘さを企業局ではどのように総括しているか。

工業用水道課長

相馬工水の第2期工事を始めるに当たっては、その当時発電所に係る大口の給水相談があり、事業に関して環境アセスメントが完了していること、地元との協議等も順調に進んでいることにより、事業化の確実性が高いと判断し、事業に着手した経緯がある。今後、第2期工事の減価償却が始まると費用計上が生じてくるため、事業経営に影響が出ないように、逆に収益確保や費用削減に努め、第2期工事の減価償却が始まっても赤字が出ない努力をしていきたい。

吉田英策委員

ぜひ需要見通しをきちんと予測願う。

次に、地域開発事業について聞く。これも単年度の黒字化のために一般会計からの繰り入れを行っているが、平成29年度はどれだけ行ったのか。

経営・販売課長

地域開発事業についての一般会計からの繰り入れ等について、先ほど説明した資料11ページをごらん願う。この収益的収入及び支出の中の収入、営業外収益の下部に記載がある。

まず一つとして、下から2つ目、一般会計補助金304万2,799円は、四倉2期区域の整備に係る建設利息に対する利子補給金になっており、市町村が工業団地をつくる際に同様に県から利子補給を受けているが、その制度に基づく補助金である。

もう一つ、一般会計負担金として11億9,349万8,540円がある。これは内容的に2つある。まず一つが、職員研修に係る一般会計からの負担金として1万7,540円であり、残り11億9,348万1,000円は四倉2期区域の整備に係る一般会計からの負担金である。四倉2期区域についてはことし3月に造成工事が完了したが、浜通りの復興を加速化させるための工業団地として計画を進めてきており、地域開発事業の経営に影響を及ぼさないように、計画当初から、隣接している四倉1期の分譲収入で補填を受ける形で事業スキームができて上がっていた。そのスキームに基づき当初予算に計上し、決算としてもこのように収入でいわき四倉2期整備に係る負担金として上げた。

吉田英策委員

今回、一般会計からの繰り入れの大きな原因に原価を下回る販売が上げられているが、いわき四倉工業団地では、これから販売価格が原価を下回ることがないと思ってよいか。

経営・販売課長

いわき四倉 2 期区域については、ことし 3 月に造成工事が完了し、造成途中から鋭意営業活動を進めてきた。分譲単価については、隣接した四倉 1 期が 1 万 6,000 円/㎡になっており、2 期についても、隣接しているためこの分譲単価を基本としながら企業と交渉を進めている。なお、四倉 2 期については、例えば 7 ha、8.2 ha と大区画を有する工業団地であるため、これまで企業局で持っている優遇制度等を活用しながら早期の分譲に取り組んでいる。

一方原価については、資料 11 ページ、地域開発事業の支出、営業費用に棚卸資産評価損として 4 億 2,382 万 1,954 円が計上されている。この数字は四倉 2 期に係るものであり、今のところ売却原価を 1 万 1,059 円/㎡と把握している。

そのため、現在企業と交渉中で流動的な面はあるが、四倉 2 期については分譲単価が売却原価を下回る、いわゆる逆ざや現象はないと見込んでいる。

佐藤義憲委員

今の吉田委員の質問に対する課長の説明に関し、いわき四倉の販売開始時期について、昨年度の決算審査特別委員会意見書に唯一、工事の完成を待つことなく積極的な販売活動を行うように書いてある。その意見に対する処理状況の説明としていつから販売したかは入ってしかるべきと思うが、どうか。

販売推進担当課長

いわき四倉中核工業団地第 2 期については、造成中から販売しており、実際は造成が始まった平成 28 年度から、県及び企業局といわき市で連携して首都圏の企業展示会での PR 活動を行い、昨年度についても首都圏や名古屋圏の展示会等での PR 活動を行っている。その結果、引き合い状況としては、現在全ての区画に再生可能エネルギー関係、輸送用機械関係の企業 5 社から引き合いがあり、いわき市と連携し販売に向けて営業活動を行っている。

宮川えみ子委員

一つは四倉工業団地について引き合いではなく契約した企業は何社あるのか。

また、表の見方で、監査委員から指摘された累積欠損金 179 億円は資料 13 ページにあるが、企業債残高 127 億円はどこを見ればよいか。

もう一つ、局長の説明で地域開発事業会計の後ろのほうに、累積欠損金の解消を進め、復興・創生期間の終了時期を目途に事業を廃止する計画とあるが、廃止するのは平成 32 年度で間もなくであり、累積欠損金 179 億円と企業債残高 127 億円の扱いをどのように考えているか。

販売推進担当課長

いわき四倉中核工業団地第 2 期区域の企業の決定状況だが、現在引き合いがある企業と商談しており、現時点でまだ決定した企業はない。

経営・販売課長

失礼した。地域開発事業の企業債残高について、先ほど説明は省略したが、附属資料の 15 ページをごらん願う。14 ページから平成 30 年 3 月 31 日時点での平成 29 年度福島県地域開発事業貸借対照表が整理されており、15 ページの負債の部、固定負債 (1) 企業債、88 億 9,500 万円と下の流動負債 (1) 企業債、38 億 3,900 万円の 2 つを足した数字がその時点での企業債残高になる。なお、2 つに分けている理由は、流動負債はその時点から 1 年以内に償還期限が到来する負債を特出ししており、それ以降に償還期限が到来するものについては、会計上固定負債で整理する形になっている。

もう一つ、復興・創生期間が終了する 32 年度を目途に事業を廃止する形で現在具体的な検討を進めているが、その際、累積欠損金と企業債の残高はどのようになるかについては、現在知事部局と協議を進めている。32 年度をもってすぐ全てがゼロになることはなかなか難しく、残務処理の形で残る部分もあると考えている。なお、企業債の償還については 30 年

度から一般会計の繰り入れを受けることが認められた。企業債の償還は36年度までであるため、それに向けて一般会計の繰り入れが受けられるよう関係部局と協議を進めていきたい。一般会計からの繰り入れがあると、それだけ毎年の経営状況で累積欠損金が減っていく。最終的には手元にある資本金で相殺していけば、累積欠損金が解消できると考えている。

宮川えみ子委員

監査委員から指摘された累積欠損金と企業債残高について、この資料をきょうまで見せてもらえず、見方がわからなかった。今、説明を受けてなるほど2つに分かれて出ていることはわかったが、このように多額の金について説明を省略したことは不誠実ではないか。どのような金額でもどういった理由でも、あれだけもめて一般会計から繰り入れることになったため、その説明を省略することは不誠実だと思った。意見である。

(10月23日(火) 病院局)

吉田英策委員

局長説明にあったように、県立病院は政策医療に特化した医療サービスを県民に提供する点で本当に大事な医療機関であり、その充実がますます求められると思う。

そこで、何点か聞く。

一つは、先ほど説明にあった人件費の問題である。大野病院の人件費に係る東京電力の賠償金が枯渇したとの話であるが、平成29年度に病院局が東京電力に請求した賠償金の金額を聞く。また、これは28年度から比べてどれだけ減っているのか。

病院経営課長

東京電力からの賠償金については、平成27年3月以降の24カ月相当分として、約9億円が支払われている。それを人件費に充当しているが、ことしの1月に底をついたため、昨年度は約8,000万円の不足が生じた。東京電力に対しては、不足分の8,000万円についてこれから請求していきたい。

吉田英策委員

これは当然請求し、東京電力に責任を果たしてもらうことが大事だと思うが、知事部局においてもなかなか今、賠償請求をしても難しい状況がある。どのように東京電力に迫っていくのか。

病院経営課長

震災による影響を受けた双葉地域の病院については、県の病院協会を中心に東電原発事故被災病院協議会をつくっており、2カ月に1回情報交換をしている。双葉郡のほかの病院も我々と同じように追加請求をした病院があるが、なかなか理解が得られないため、我々としては被災病院協議会と連携し、ほかの病院の状況も見ながら、今後の対応について検討していく必要があると考えている。

吉田英策委員

ぜひ東京電力に対して強く述べてもらいたい。

次に、未収金の問題を聞く。先ほどの説明では、訪問徴収を行い、それでも難しいときには弁護士法人に回収を委託するとのことである。今、格差や貧困が本当に進み、医療費の支出に困る世帯もあると思う。

この間、大きく未収金が減ってきており、平成29年度は3,000万円ほどになっていると思うが、減ってきた要因を聞く。

病院経営課長

未収金については、以前は会津若松市に会津総合病院という大きな総合病院を抱えていたこともあり、未収金の残高が一時期1億円を超える状況もあった。そのような中、平成16年度に県立病院の再編を行い今の形になったが、26年度の中盤から弁護士法人への未収金の回収委託に取り組んでいる。

26年度からの累計であるが、現時点で弁護士法人に委託しているものが約4,500万円で、そのうち回収されたものが約3

7.5%、弁護士法人でも回収できず最終的に損失処理をしたものが約34%ある。残りは今、債務を弁済する約束を得ているものまたは督促中のもので、そのように3つに分類することができる。

以前は、嘱託員を本庁に2名置いて回収に当たっていた時期もあるが、その時期はなかなか回収が進まなかったため、回収が難しい債権については、弁護士法人への回収委託によって、今のところ約37.5%は回収できている。

吉田英策委員

この問題は、金の切れ目が命の切れ目にならないような温かい配慮が必要だと思っている。職員の奮闘と同時に、福祉サイドとの連携によって解決することが大事だと思うが、その点についてはどのような考えか。

病院経営課長

未収金を発生させないことが大事であり、特に入院患者について、入院費用は相当に大きな金額になるため、入院時にいろいろと説明している。例えば結果的に未収金となっているものは、本来生活保護を受けるような家庭であるのに受けていないことがあるので、そういった制度の説明や、高額医療費の補填制度、医療費の支援制度なども含めて、入り口時点での十分な説明を心がけている。

また、福島県立病院医業未収金マニュアルをつくっており、ノウハウを共有しながら対応して未収金の回収に努めている。

(10月23日(火) 普通会計総括審査)

宮川えみ子委員

4点質問する。

1点目は、イノベーション・コースト構想を推進するための調査について、どのような調査でどのくらいの経費をかけたのか。

2点目は、現在8%の消費税についてである。基本的な考え方として、10%になったときに、歳入額と歳出額のプラス分は2%でよいのか。

3点目はイノシシ対策で、農作物対策、イノシシの個体調整、処理費、市町村への補助金等の費用について聞く。避難地域への帰還のための対策は国が行うと思うが、総合的にはどのくらいの経費になったのか。

4点目として、主要な施策の成果説明書の14ページに震災・原子力災害対応事業分と通常分の歳出決算額の推移がある。復興が進んでいくので震災・原子力災害対応分が減ることはわかるが、通常分が減っていることはどう考えたらよいのか。

部参事兼財政課長

1点目のイノベーション・コースト構想に係る部分は6月補正で1億2,000万円ほど計上している。特措法の改正によって国家プロジェクトと位置づけられたイノベーション・コースト構想を進めるために必要な調査である。

2点目の消費税の部分である。税金については後述するが、2%のうち0.5%が地方分となり、10月1日からなので半年分の影響額は機械的に積算すると約50億円になる。

3点目のイノシシであるが、捕獲対策をさらに推進するための事業として5,600万円ほど計上している。

4点目の通常分の考え方だが、経費の節減を図った結果減少傾向となった。

税務課長

消費税の税金については、消費税率が8%から10%に上がる段階で、地方消費税分は1.7%から2.2%に引き上げとなる。税率は約1.29倍となるが、食品等の軽減税率の影響があり、その影響がどの程度であるかは想定できないものの、税金については1.29倍まではいかない見込みである。

宮川えみ子委員

イノベーション・コースト構想の調査で1億2,000万円計上したとのことだが、主な内容はどのようなものか。

消費税の税収について、軽減税率がどうなるかわからないので算定困難とのことだが、1.7%から2.2%に引き上げになったことにより消費税分の収入がふえるとのことでしょうか。

イノシシの5,600万円は全部局の経費の合計なのか。

通常分の減額がずっと続いていることについて、震災から回復しているのに通常分が減って大丈夫なのか。

部参事兼財政課長

まずイノベーション・コースト構想の件であるが、特措法の改正によって国家プロジェクトに位置づけられたことから、この構想をさらに推進するために必要な調査を行った。

イノシシについては生活環境、農林業への被害を低減させるための捕獲対策の費用である。

通常分は8,000億円台から7,000億円台に減少しているが、きちんと事業を進めていく。

税務課長

消費税に関しては、軽減税率がなければ1.7%から2.2%に引き上げた分がそのまま増収となるが、軽減税率の影響額がどのくらいか判断できないこともあり、駆け込み需要等の状況を見ながら今後慎重に見きわめていきたい。

宮川えみ子委員

イノシシの5,600万円だが、市町村への関連支援も含めてイノシシにかかわる出費は全部で5,600万円との理解でよいのか。

部参事兼財政課長

これは補正で計上した分であり、全体ではない。

宮川えみ子委員

平成29年度分の決算なので、後でよいが29年度分のイノシシ対策に係る費用の内訳資料を提出願う。

鈴木智委員

総務部に対してイノシシに関する資料を請求するのはどうなのか。

宮川えみ子委員

先ほど述べたように複数の部署がかかわってくる。この場で質問しないと、総合的なものは出てこないと思って質問した。資料の請求について取り計らい願う。

満山喜一委員長

執行部では資料を提出できるか。

総務部政策監

農林水産部と生活環境部にまたがっているもので、時間をもらって調整の上、提出できるようであれば提出したいがよいのか。

満山喜一委員長

宮川委員、それでよいのか。

宮川えみ子委員

よい。

満山喜一委員長

それではそのように願う。

吉田英策委員

宮川委員の質問の関連で、震災・原子力災害対応事業分と通常分の予算についてである。平成23年度の8,000億円台から29年度の7,600億円台に通常分が減っているとのことだが、通常分が減ということは県民サービスが低下しているのではないかと。節約に努めたとの話だが、中身について詳しく説明願う。

また、震災・原子力災害対応事業分は目的があって交付される交付金が主だと思うが、この中で県の裁量で自由に使える予算は、29年度の7,200億円に対して何%あるのか。そして部長説明の依存財源について、自由に使える予算は全体の

何%あるのか。

部参事兼財政課長

まず通常分についてだが、平成23年度には8,382億円であった。経費節減等を図りながら7,674億円まで減少しているが、県民サービスに影響がないようにきちんと対応している。

震災・原子力災害対応事業分の中でどのくらい自由になるかについては国と常に協議、調整をしながら、本県の復興再生のために予算を計上している。

依存財源で自由になる予算がどのくらいかはすぐには出てこないが、いずれにしても国と協議しながら予算を執行している。

吉田英策委員

基本的に震災・原子力災害対応事業分の中でどれに使うかは、国と協議するとのことであり、通常の県民サービス部分にはこの7,280億円は1円も使えないのか。

部参事兼財政課長

震災・原子力災害対応分でくくっているが、人件費等一部で重なっている部分があると思う。

吉田英策委員

本会議等で、予算がなくてなかなか進まないとの話をよく聞く。県民が本当に望んでいるものについて予算がないことで実現しないものもあるので、それは県の裁量で、本当に県民サービスを充実させるために使える財源をもっとふやしていくことが必要だと思ったので質問した。要望としておく。

斎藤健治委員

説明の4ページにおいて、定期監査では一部で不適切な事務処理が認められたと書いてある。これは非常にゆゆしき問題である。このようなことがあってよいのか。執行部でわかることがあれば回答願う。

総務課長

一部の不適切な事務処理とのことだが、会計処理の一部に規定等にのっとっていない処理を行った部分があったとの指摘はあったと思う。

斎藤健治委員

あったと思うとのことだが、何件あったのか。一部と言うが1、2件なのか、30件あったのか。監査意見でこう書かれることはいかなるものか。議会は予算を通しており、今は最後の決算である。その場において不適切な事務処理が認められたとあり、なおかつその下に専門的知識と経験を有する職員を活用するなどある。今いる職員はだめだと言わんばかりに、専門的な人でないとだめだと指摘されている。これは本当は監査委員に聞きたいが、執行部ではわかっているのか聞きたくなる。

今回答がしづらいのならばあす以降の班別審査で一つ一つ丁寧に聞く。恐らく執行部は指摘された箇所について細かくは言及しないだろうから、各部局にまたがって聞くしかない。この場で何件であるかの回答があれば素直に勘弁する。よく考えて答弁願う。

総務部政策監

総務部本庁監査における指摘等については、指摘事項はないが、幾つか口頭で指導を受けたものはある。総務部所管の出先機関についても幾つか指摘を受けているが、全庁的な件数等については現時点で資料等を持ち合わせていない。